

# 一般財団法人 Nスポーツコミッションなよろ 定款（案）

平成23年 3月25日 北海道知事 認可

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 目的及び事業（第3条・第4条）
- 第3章 会計（第5条～第7条）
- 第4章 評議員（第8条～第11条）
- 第5章 評議員会（第12条～第18条）
- 第6章 役員（第19条～第25条）
- 第7章 理事会（第26条～第30条）
- 第8章 定款の変更及び解散（第31条～第34条）
- 第9章 会員（第35条～第37条）
- 第10章 公告の方法（第38条）
- 附 則

# 一般財団法人Nスポーツコミッションなよろ定款（案）

## 第1章 総則

（名 称）

第1条 この法人は、一般財団法人Nスポーツコミッションなよろと称する。

（事務所）

第2条 この法人は、主たる事務所を北海道名寄市に置く。

## 第2章 目的及び事業

（目 的）

第3条 この法人は、スポーツを通じ市民の身体的、精神的、社会的な健康を促進するとともに、生涯を通じてスポーツを楽しめる環境を整え、スポーツと共に豊かな人生を送れる人を増やす。また、地域資源を活かしてスポーツの可能性を最大化し、地域経済の好循環を生み出し、さらには、地域内外の人と人、人と社会をつなぎ、新しい価値を創造することを目的とする。

（事 業）

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）各種スポーツ大会、講習会、教室その他の催しを開催し、及び他の行うこれらの催しに協力すること
- （2）市民皆スポーツに関し、指導者を養成し、及び地域のスポーツ愛好団体等の要請に応じ指導者を派遣すること
- （3）スポーツ少年団やジュニアクラブ等を育成すること
- （4）競技スポーツに関し、指導者を養成し、及びジュニアスポーツの競技力向上を図ること
- （5）スポーツに関する全道的、全国的又は国際的規模の大会への参加を奨励すること
- （6）スポーツに関し功績のあった者を表彰すること
- （7）公の施設の管理運営に関すること
- （8）スポーツを通じた市民の健康増進やいきがいくりに関すること
- （9）スポーツを通じた交流人口の拡大、地域経済活性化に関すること
- （10）スポーツを通じた各種まちづくりに関すること
- （11）スポーツによる広域連携事業に関すること
- （12）会員に対する助成及び発展と相互の連携調整に関すること
- （13）その他この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会計

（事業年度）

第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第6条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、

会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第7条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

#### 第4章 評議員

(評議員)

第8条 この法人に評議員3名以上9名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第9条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

2 評議員選定委員会は、評議員1名、監事1名、事務局員1名、次項の定めに基づいて選任された外部委員2名の合計5名で構成する。

3 評議員選定委員会の外部委員は、次の事項をいずれも満たす者を理事会において選任する。

(1) この法人又は関連団体(主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。)の業務を執行する者又は使用人でないこと

(2) 過去に前号に規定する者となることがないこと

(3) 第1号及び第2号に該当しない者の配偶者、3親等内の親族、使用人(過去に使用人となった者も含む。)でない者

4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営についての細則は理事会において定める。

5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

(1) 当該候補者の経歴

(2) 当該候補者を候補者とした理由

(3) 当該候補者とこの法人及び役員等(理事、監事及び評議員)との関係

(4) 当該候補者の兼職状況

6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、

外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

- 7 評議員選定委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。
- 8 前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。
- (1) 当該候補者が補欠の評議員である旨
  - (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名
  - (3) 同一の評議員（2人以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の評議員）につき2人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位
- 9 第7項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。
- 10 評議員は、この法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

(任 期)

第10条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任は妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第8条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第11条 評議員は無報酬とする。ただし、職務を行うために要する経費の支払はすることができる。

## 第5章 評議員会

(構 成)

第12条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

- 2 この定款に定めるもののほか、評議員会運営の詳細にわたる必要事項は別に規程で定める。

(権 限)

第13条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (3) 定款の変更
- (4) 残余財産の処分
- (5) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第14条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に臨時評議員会を開催する。

(招 集)

第15条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 評議員会の議長は、その評議員会において出席した評議員の中から選出する。

(決議)

第17条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) 残余財産の処分

(4) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第18条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した評議員のうち議事録署名人に選出された2名は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

## 第6章 役員

(役員の設定)

第19条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上9名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち会長1名及び副会長1名を置き、専務理事1名を置くことができる。

3 前項の会長をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長及び専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第20条 理事及び監事は評議員会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副会長及び専務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、理事会に出席しなければならない。

(役員任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任は妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会終結の時までとし、再任は妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第24条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第25条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準によって算定した額を評議員会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する経費の支払をすることができる。

## 第7章 理事会

(構成)

第26条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

2 この定款に定めるもののほか、理事会運営の詳細にわたる必要事項は別に規程で定める。

(権限)

第27条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第28条 理事会は、会長が招集するものとする。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第29条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第31条 この定款は、評議員の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第9条についても適用する。

(解散)

第32条 この法人は、法令で定められた事由によって解散する。

(余剰金の分配)

第33条 この法人は、余剰金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第34条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益財団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 会員

(会員)

第35条 この法人は、次に掲げる団体及び個人を会員とする。

(1) 一般団体会員 競技団体、スポーツ愛好者団体、企業・団体など

(2) ジュニア団体会員 スポーツ少年団、競技団体の下部又は上部団体がないジュニアクラブなど

(3) 個人会員 スポーツ愛好者、スポーツインストラクター、スポーツによる地域活動に興味がある方など

(4) 賛助会員 この法人の活動趣旨に賛同する企業・団体、個人など

(加入・脱退)

第36条 賛助会員を除く会員の加入及び脱退は、理事会の決議を得て決定する。

(負担金等)

第37条 賛助会員を除く会員は、毎事業年度、理事会の決議によって定める負担金等を納めなければならない。

2 賛助会員は、この法人に寄附を行うものとする。

3 会員がこの法人に納めた負担金及び寄附金等は、脱退又は除名の場合においても返還しない。

## 第10章 公告の方法

### (公告の方法)

第38条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

### 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106号第1項に定める一般法人法の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第5条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の会長は吉田 肇とする。
- 4 この法人の最初の理事、監事は、次に掲げる者とする。
  - 梅野 博 (副会長)
  - 今 健司 (副会長)
  - 石川 孝夫 (専務理事)
  - 国府 壮
  - 岡崎 望
  - 齋藤真理子
  - 栗原 智博
  - 永井 秀正
  - 羽生 悟
  - 奥下 五一 (監事)
  - 橋本 清 (監事)
- 5 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。
  - 沖澤 清一
  - 小野寺一知
  - 黒田 英二
  - 山崎 博信
  - 石橋 重成
  - 寺尾 導子
  - 斉藤 正一
  - 川村 茂樹
  - 川瀬 満
  - 関 直彦
  - 紺野 孝



青野 耕二

附 則

この定款は、令和7年6月 日から施行する。ただし、第8条、第19条第1項及び第2項の変更は、この定款の変更の決議の日から効力を生ずるものとする。